

P T A 規約



府中市立南町小学校 P T A

〒183-0026 東京都府中市南町 3-6

TEL 042-366-3320
3321

FAX 042-334-0885

府中市立南町小学校 P T A 規約

第一章 名称および事務所

第1条 この会は、南町小学校父母（保護者）（以下、父母と称す）と教職員の会（略称：南町小学校P T A）と称し、事務所を同校に置く。

第二章 目的および活動

第2条 この会は、父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における子どもの幸福な成長をはかるとともに、会員相互の連絡を密にし、教育に関する理解を深める事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、学校の教育活動に協力する。
- 2、子どもの教育環境をよくする。
- 3、家庭と学校との緊密な連絡によって子どもの生活を補導する。
- 4、会員相互の連絡を密にし、教育に関する理解を深める。
- 5、広く国際社会の理解に努める。

第三章 方 針

第4条 この会は、教育的な民主団体として、次の方針に基づいて活動する。

- 1、子どもの教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3、学校の人事、その他の管理には関与しない。

第四章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりである。

- 1、本校児童の父母（保護者）
- 2、本校教職員

第6条 会員は、すべて平等な権利と義務をもつ。

第五章 総 会

第7条 総会は、この会の最高決議機関である。定期総会は、年度はじめに開く。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または全会員の4分の1以上の要求があった場合を開くことができる。

第8条 次の事項を総会で付議する。

- 1、前年度事業報告と決算報告。
- 2、事業計画と予算の審議と承認。
- 3、会費の承認。
- 4、規約の改正。その他必要と認められる事項。

第9条 総会の定足数は、会員の2分の1とし、委任状を含める。

第10条 総会の決議は、出席者の過半数の同意で可決される。

第六章 運営委員会

第11条 運営委員会は、学級委員・校外委員・広報委員・水田コミ協委員・文化委員の代表によってつくり、総会に次ぐ決議機関である。

第12条 運営委員会は、必要によって開かれ、次の任務を果たす。

- 1、各委員会の立案計画の相談および重要事項の審議。
- 2、総会に提出する事項の立案と報告書の作成。
- 3、特別委員会設置についての審議。
- 4、各委員会の連絡と調整。
- 5、その他必要な事項。

第七章 運営委員会役員

第13条 運営委員会に次の役員（以下、本部役員と称す）を置く。但し、役員は兼任しない。

- | | | |
|-------|-----|-------------|
| 1、会 長 | 1名 | |
| 2、副会長 | 若干名 | （父母若干名、教師1） |
| 3、書 記 | 3名 | （父母2、教師1） |
| 4、会 計 | 3名 | （父母2、教師1） |

第14条 役員の任期は、1年とする。但し、次期役員との引きつぎが終わるまで職務にあたる。

第15条 役員の再任は妨げないが、同一役職は2年間を限度とする。
但し、会長職についてはこの限りではない。

第16条 学校側の役員・任期は、学校で定める。

第17条 役員の任務は、次のとおりである。

- 1、会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代理する。
- 3、書記は、この会の記録や庶務を処理する。
- 4、会計は、この会の会計を行う。
- 5、役員は、会務の運営について協議し、立案等をする。

第八章 本部役員の選出と就任

第18条 本部役員の選出は、別に定める選出委員会が行い、運営委員会の承認を得る。

第九章 各委員会

第19条 常設の委員会として学級委員会、校外委員会、広報委員会、水田コミ協委員会、文化委員会を置く。

- 1、学級委員会は、各学級より父母が2名選ばれる。
または、各学年より父母が同数選ばれる。
- 2、校外委員会は、各地区の各班（合同の班を含む）より父母が1名選ばれる。
- 3、広報委員会は、各学年より父母が2名選ばれる。
但し、学級数の増減により人数を変更することができる。
- 4、水田コミ協委員会は、各学年より父母が3名選ばれる。
但し、学級数の増減により人数を変更することができる。
- 5、文化委員会は、各学年より父母が1名選ばれる。
但し、学級数の増減により人数を変更することができる。
- 6、各委員会は、互選により委員長（父母1）副委員長（父母若干名、教師1）を選ぶ。

第20条 学級委員会は、各学級相互の連絡や必要なことを行う。学級委員会の代表は、正・副委員長とする。

第21条 校外委員会は、家庭と学校の緊密な連絡のもとに、子どもの校外生活全般の指導と安全確保にあたる。校外委員会の代表は、正・副委員長とする。

第22条 広報委員会は、会員相互の教育に関する理解を深めるため、広報を発行する。広報委員会の代表は、正・副委員長とする。

第23条 水田コミ協委員会は、児童の水田体験学習に協力し、苗床づくりから収穫祭までを円滑に進める。住吉文化センターコミュニティー協議会への参加協力を行う。水田コミ協委員会の代表は、正・副委員長とする。

第24条 文化委員会は、PTA会員の親睦や教養を深める事を活動目的とする。文化委員会の代表は、正・副委員長とする。

第25条 特別委員会は、運営委員会が必要に応じて設置し、その任務が終了した時に解散する。

第十章 会 計

第26条 この会の経費は、会費とその他の収入等でまかなう。

第27条 この会の会費は、年額会員1家庭当たり2,000円とし、5月に全納する。

第28条 この会の経費は、総会で認められた予算によって行い、決算は会計監査を受け、総会で承認を受ける。但し、予算更正の必要がある時は、運営委員会において決議し、定期総会に報告するものとする。

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十一章 会計監査

第30条 この会の経理を監査するため、2名（父母）の会計監査委員を置く。

第31条 会計監査委員は、会員の中から選ばれ、運営委員会の承認を得、必要に応じ会計を監査する。

第32条 会計監査委員の任期は、1年とするが再選されてもよい。但し、2年間を限度とする。

第十二章 改 正

第33条 この会の規約は、総会の出席者の過半数の賛成で改正することができる。但し、改正案は総会開催日の1週間前までに全会員に知らせる。

第34条 内規は、運営委員会の3分の2以上の賛成で改正できる。改正案は、運営委員会開催日の1週間前までに知らせる。

内 規

その1 - 1 校外地区は、学区域を7地区に分け、各地区の各班（合同の班を含む）より校外委員を選出する。但し、児童数により校外地区および各班を増減することができる。

その1 - 2 校外地区の各班には、校外委員の他に補助を置くことができる。

その2 選出委員会は特別委員会とし、本部役員3名以上・学級委員2名・校外委員2名・学校側1名より構成される。但し、委員でも役員候補として推薦を受けることができる。

その3 選出委員会は会員からの推薦を受けて、会長・副会長・書記・会計の推薦にあたる。また、独自の推薦活動もする。

その4 本部役員に欠員が生じた時は、選出委員会が補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

その5 会計監査委員に欠員が生じた時は、会員の中から補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

その6 校長は、各種の会に出席し、意見を述べることができる。

その7 会費は、学期毎の分納もできる。年度途中の入会については、それぞれの、その学期分より納入する。但し、退会については、転出その他理由がある場合も払い戻しはしない。

その8 本校の児童および会員の慶弔規定を次のとおりに定める。

1、慶について（教職員に適用）

結婚祝	5,000円
転退職	3,000円

2、弔について

児童死亡 5,000円

会員死亡 5,000円

3、お見舞いについて

お見舞い(児童) 3,000円 (1ヶ月以上入院)

別災害見舞いの場合は、運営委員会にはかって決定する。

4、弔慰の範囲

(児童) 該当学年に連絡(弔慰自由)

該当クラスは、学校代表弔問(クラスの弔慰費をまとめる)

・兄弟姉妹が他学年にわたる場合は、該当クラスに知らせる。

・クラス替えの直後は、旧クラスとする。

(会員) 該当クラスに連絡(クラスの弔慰費をまとめ学級代表者弔問)

その9 本部役員経験者は校外委員を含むすべての委員の選出から免除される。免除期間は、任期中の対象児童が卒業後も適用される。但し、本人が委員を希望した場合はその限りではない。

その10

1、この規約は、昭和53年4月1日より実施する。

2、この規約は、昭和56年5月28日総会において、第13、17、32条を改正する。

3、この規約は、昭和59年5月8日総会において、第20、23条を改正する。

4、この規約は、昭和61年1月30日臨時総会において、第1、2、7、11、12、15、16、17、18、19、20、23、24、26、30、33条、内規を改正する。

5、この規約は、平成2年5月8日総会において、第11、20、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34条、内規を改正する。

6、この規約は、平成2年12月13日臨時総会において、第1、13、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33条、内規を改正する。

7、この規約は、平成3年12月10日臨時総会において、第26条を改正する。

8、この規約は、平成11年2月18日臨時総会において、第19条、内規を改正する。

9、この規約は、平成13年5月2日定期総会において、第19条、内規を改正する。

10、この規約は、平成14年5月2日定期総会において、第11、19、23条、内規を改正する。

11、この規約は、平成16年4月28日定期総会において、第15条本文を改正する。

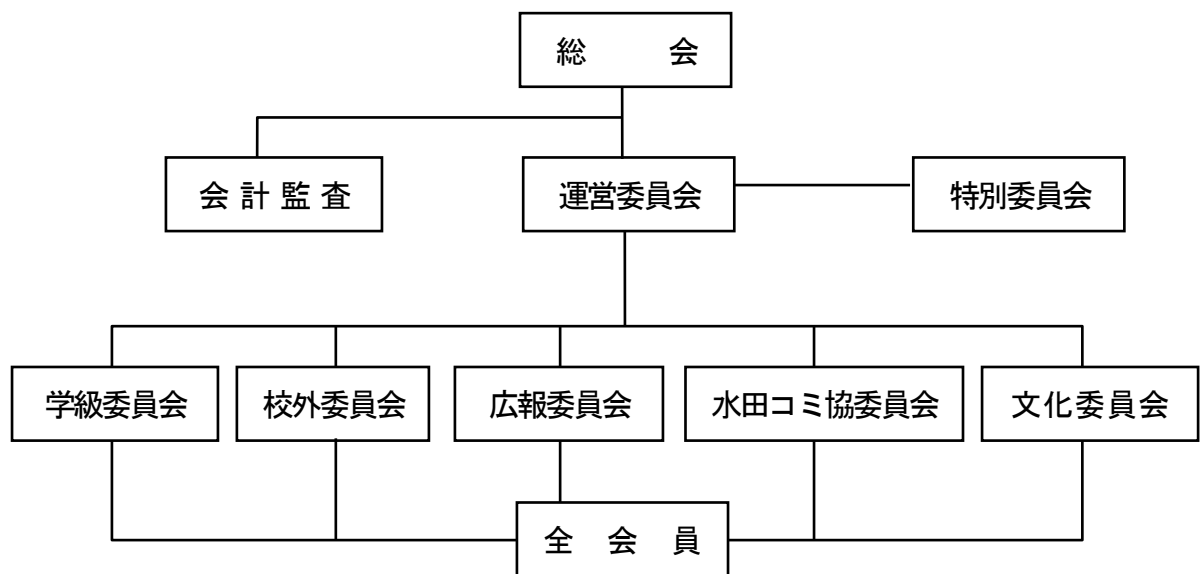
12、この規約は、平成18年5月2日定期総会において、第13条本文を改正する。

13、この規約は、平成18年5月2日定期総会において、第13条、内規を改正する。

14、この規約は、平成20年5月2日定期総会において、第11、19、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34条を改正する。

- 15、この規約は、平成23年5月9日定例総会において、第19条、内規を改正する。
- 16、この規約は、平成28年5月2日定例総会において、第11、20、21条、内規を改正する。
- 17、この規約は、平成29年4月28日定例総会において、内規を改正する。
- 18、この規約は、平成30年4月27日定例総会において、第19条を改正する。
- 19、この規約は、令和3年4月30日定例総会書面開催において、内規を改正する。
- 20、この規約は、令和5年4月26日定例総会において、第19条を改正する。

南町小学校PTA組織図



令和7年4月 印刷発行

編集兼発行者

東京都府中市立南町小学校PTA